

議案第64号

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年6月8日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市介護保険条例の一部を改正する条例

磐田市介護保険条例（平成17年磐田市条例第134号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第10条 令和8年度分に限り、第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、第1号被保険者又はその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が次の各号のいずれにも該当する場合は、保険料を減免することができる。

- (1) 令和7年度及び令和8年度の市民税が非課税であること。
- (2) 令和7年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。）の収入金額が551,000円以上190万円未満であること。
- (3) 令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有する者であり、かつ、令和8年度分の市民税の賦課期日において市内に住所を有する者であること。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p>(追加)</p>	<p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p>(令和8年度分の保険料の減免の特例)</p> <p><u>第10条 令和8年度分に限り、第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、第1号被保険者又はその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が次の各号のいずれにも該当する場合は、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 令和7年度及び令和8年度の市民税が非課税であること。</u></p> <p><u>(2) 令和7年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。)の収入金額が551,000円以上190万円未満であること。</u></p> <p><u>(3) 令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有する者であり、かつ、令和8年度分の市民税の賦課期日において市内に住所を有する者であること。</u></p> <p><u>2. 第10条第2項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。</u></p>

## 介護保険条例の一部改正について（特例減免の実施）

### 1 条例改正までの経緯

以下の経緯を踏まえ、令和8年度の介護保険料に限り特例減免を実施するため、介護保険条例の一部を改正する。

#### 1 令和7年度税制改正（給与所得控除額引上げ）

給与所得控除の最低保障額の引上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、市民税課税の有無や合計所得金額を算定基準とする介護保険料においては、合計所得金額の減少により保険料段階が下がり、保険料収入が減少するという影響が生じることとなった。

#### 2 介護保険法施行令の改正（税制改正の影響を遮断）

介護保険事業計画（現在は令和6年度～8年度の第9期計画）では、3年を1期として保険料を定めているため、税制改正の影響による保険料収入の減少を防ぐ観点から、令和8年度の介護保険料に限り、税制改正前の控除額により保険料を算定する規定を介護保険法施行令の中に制定した。

#### 3 特例減免の設定

厚生労働省は、介護保険法施行令の規定にかかわらず、令和7年度に市民税が非課税だった者が令和8年度（令和7年中所得）も引き続き非課税となるよう、控除額引上げの範囲で就労調整（就労収入の増加）を行った者については、保険料の減免を定めた介護保険法第142条の「特別の理由」に該当するとして、自治体の判断により、令和8年度の保険料を令和7年度の保険料段階まで減免することができるとする指針を示した。

### 2 減免要件

今回の特例減免は、以下の要件全てに該当する者について、減免申請によらず、令和8年度の介護保険料に限り特例減免を適用する。

<減免要件>

- ① 課税要件：令和7年度及び令和8年度の市民税が非課税であること。
- ② 収入要件：令和7年中の給与所得の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であること。（所得控除65万円が適用される収入要件）
- ③ 住所要件：令和8年度分の保険料の賦課期日（令和8年4月1日）及び令和8年度の市民税の賦課期日（令和8年1月1日）において、市内に住所を有すること。（本人または世帯員）

※ 上記減免要件を介護保険条例附則に追加するものとする。